

○内閣府告示第二百七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十二年内閣府告示第三百七十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十三年十月十二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県
- 二 構造改革特別区域の名称 あいち自動車輸送効率化特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、新城市、東海市、大府市、知立市、高浜市、豊明市、田原市及びみよし市並びに愛知県知多郡東浦町及び額田郡幸田町の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。) 長

大フルトラレーラ連結車による輸送効率化事業(一二二三)